

裁 決 書

審査請求人



処分庁



審査請求人が平成31年3月24日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

処分庁が平成31年3月22日付けで行った保護申請却下決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 処分庁は、平成28年10月4日付けで、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、保護を開始した。
- 2 請求人は、平成31年3月15日付けで、処分庁に対し、運転の練習を行う目的でレンタカーを借りる費用の申請を行った。
- 3 処分庁は、平成31年3月22日付けで、請求人に対し、保護申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 4 請求人は、平成31年3月24日、大阪府知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

本件処分により請求人は法・生業扶助第十七条、第三十六条の権利と自立の利益を侵害されている。

平成30年8月頃より自立に向い短期、短中のアルバイトを開始、タクシードライバーになろうとケースワーカーにも話し自らは預金も頑張り(つり銭などと、交通費など、タクシー会社は交通費が出ないため)10万円は預金したが、3年間以上、車の運転をしていないためにレンタカー、ガソリン代1日分かペーパードライバーの技能習得をお願いしたら一言無理だと。(タクシードライバーはつり銭は自分が用意する)もちろん無賃乗車もドライバー負担である。

スーツ代等も最初無理の一言で結局は自分でお金を預金し買った。現在、(3月)会社説明会に多数参加している。4月中(4/5面接行く)に面接を複数受けて働くことで自立し生活保護脱却する。本来、3月から就職活動促進費ももらえず、今回、4月分は支給されることになった。本来、生活保護から自立して行こうと頑張ってる人をささえるのが生業扶助であり生業扶助にある生業に必要な技能の習得、就労のために必要なものとなっているのに却下され、また就職した初月の給料からの経費としても認めない事は自立と生活保護脱却を阻害することで法から逸脱している。

面接には運転技能をチェックされるし、3年以上運転してない者がレンタカーやペーパードライバー講習を1日だけでも受けたいと考える事が間違っているか。

又、自分で支払っても経費としても認めないのはあきらかに違法である。本来、平成30年12月頃からの就職活動開始を考え、就労支援事業担当課、ハローワークとケースワーカーに話しをした。スーツ代、ビジネスシューズ等の就労支度費も就職決定後でもない(現状は決定(職が決ったら)後に会議をし決めると)。又、生業扶助からのレンタカー練習、ペーパードライバー講習も認められない、就職活動促進費についても3月だけでも交通費5000円以上かかっているが4月分からようやく支給される(5月度の入金)。しかし、3月分も経費として認めないと。結果、3ヶ月間で新たに4万円預金したが本来、生活保護費は最低限度の生活をするための物で法を逸脱している。法を守っていただいていたら2ヶ月、3ヶ月早く、自立できたわけである。

各自治体で法の生業扶助の運用が違いすぎるのは法を知らない役所にあたれば不利益を受けるのは大阪府、国、自立しようとしている受給者である。

自治体により独自で自立支援をしている所、例えばAなどは就職、就活に必要なスーツ代等、スマホのない人にはスマホを、保証人のいない人には保証金など生活保護費とは別に支援している。別に大阪府にそれを求めている事はない。

しかし法を守って欲しい。タクシードライバーは法律上、基本給、手当などあるが、

あくまでも完全歩合給である。会社により売上の 50%~62%がドライバーの収入であり、その収入を基本給、深夜手当等にふりわけているだけで社会保険加入だがある意味、個人事業主に近い。売上が無ければ収入はない。又、経費として認められない(自分で支払っても)のは生活保護自立を阻害し、そのための支金を預金するためにムダに3ヶ月、4ヶ月と余計に毎月12万を受給するのは税金をムダにしているし、能力の活用を役所、自からが阻害しているので再考の程、宜しく願います。

(2) 審理員が平成 31 年 4 月 26 日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

平成 30 年 8 月頃より体調も良くなっていき、少しずつお金を預金していた。就労支援事業担当課等にも平成 30 年 12 月頃より就職活動をする旨を話していた。12 月末で 12 万円くらい預金した。タクシーはつり銭、乗り逃げ、お客さんを送った(遠方の場合)時、帰りの高速代も自己負担しなければならないためである。道を間違った時も一部自己負担である。スーツ一式、レンタカー練習で4万円は必要である。会社説明会、面接にも写真、交通費がかかる。促進費の 5000 円なんかでは本来足りない。

入社したら手袋、ドライビングシューズ、つり銭入れなどもいる。

法は健康で文化的な最低限の生活を保証するはずであるが、その中から預金して行くのは憲法に違反している。自立を阻害する事にもつながるし客観的に見れていない。

運転不安を解消する目的とは、人の命をあずかるドライバーとして最低限当然で練習は必要だ。

一度免許を取得したら技能に問題はないと考える事に不満がある。昨今の事故で何人の人が命をおとしているか。プライベートで車を運転するのではなく、お客さんを乗せて運転するのだ。ペーパードライバー教習を経費として認めると言うのが 3 月 19 日であり、3 月初旬から会社説明会に 6 社訪問。4 月 5 日からは面接を受けている。

何が代案なのか意味がわからない。少なくとも平成 30 年 11 月、12 月に言うべき事である。

(3) 請求人から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成 31 年 3 月 22 日付けの本件処分通知書には、却下の理由として、「3 年以上車の運転をしておらず、正社員としてタクシードライバーとなるため、運転の練習としてペーパードライバー講習やレンタカーを借りての練習が必要なため、生業扶助の技能習得にかかる費用としての申請については、厚生労働省社会援護局長通知第 7-8-(2)-アの(ア)から(キ)の全ての項目に該当しないことから申請を却下します。併せて、レンタカーを借りて練習する費用については、初任給から経費としての控除は認められない。」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が平成31年4月16日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 本件処分に至る経過

平成31年9月26日

就労支援面談で請求人来庁。通院により安定してきたため、就労を開始したいとの希望により就労支援に参加申し込み。将来はタクシー運転手として自立したいとの意向を確認。

平成30年10月3日

就労支援面談で請求人来庁。配達員の仕事、介護施設の送迎の仕事へ応募予定。いずれかの仕事を経て平成31年1月か2月には、タクシー運転手として就職し、自立したいとの意向を確認。

平成30年10月10日

就労支援面談で請求人来庁。どの仕事に就いても、近いうちにタクシー運転手として就職し、自立するためのステップとの意向を確認。

平成30年11月9日

請求人来庁。これから説明会参加や面接を受けるにあたり、就職活動のためのスーツ代が必要なため、一旦購入するが後で扶助可能であるかとまず聞かれる。その後、おそらく認められないためタクシー会社への就職支度費としてのスーツ代扶助の相談となり、合わせて、運転に不安があるため、練習のためのペーパードライバー講習費用やレンタカー費用について扶助の相談がそれぞれある。

就職活動に対するスーツ代の扶助は不可。就職支度費については、雇用と必要性の確認があるため、現時点での扶助可否を判断できず、申請を受けてからの結果となる。ペーパードライバー講習やレンタカー代の扶助は不可。扶助ができない場合、収入を得るために必要な経費として控除できないかは、今後の検討の余地はあるとそれぞれ説明する。

平成30年11月30日

就労支援面談で請求人来庁。

採用面接と研修で必要なスーツを購入する費用の扶助が認められないため、自身でスーツ購入費を貯めるため、求職活動は平成31年2月からになると聴取。

平成30年12月21日

請求人宅へ家庭訪問。

平成31年1月末か2月初めにスーツ、靴、ベルトを揃えて購入予定と聴取。

平成31年1月11日

就労支援面談で請求人来庁。

1月末でスーツや靴などを購入し、2月から会社説明会へ参加の意向を確認。

平成31年1月18日

請求人より入電。相談していた就労活動促進費について返事がまだであるとの内容で、本日中の回答を要する認識ができておらず、非礼をお詫びした上で、改めての連絡を依頼するが了解が得られず。結果、2月から就職活動を開始するつもりであったが、やる気を阻害されたとの不満が続いた結果、就労活動促進費については不要との申出あり。

平成31年3月15日

請求人来庁。

請求人より、タクシー会社就職に向けて説明会等活動中と報告を受けた後、スーツ代もそうだが、面接に行くための交通費や履歴書代等、就職が決まった場合の控除について確認依頼がある。また、就職後の通勤のための電車賃、自転車通勤の場合の自転車購入費について扶助か控除の相談があり、電車賃の実費控除と自転車購入費の控除検討可と説明する。就職が決まるまでの経費については、可能な範囲で検討したいが、一定整理を要するためこの場での返事はできないと説明したところ、4月からの就職活動促進費を申請したい。合わせて、以前に相談したレンタカーを借りての練習費用について、就職のための技能修得費になるため、控除もしくは扶助を申請したいとの申出により、「就職活動等の経費・交通費」の申請及び、「長期間運転していないためタクシードライバーに就職するためにレンタカーを借りて運転練習するため」の申請を受理する。

平成31年3月19日

ケース診断会議を開催する。

就職活動にかかる経費等については、就労を得るための控除にはなじまず、就労活動促進費としての扶助が妥当とし、要件を満たす場合に認める。

通勤にかかる電車賃の実費控除、交通費として計上される範囲内での自転車購入費について扶助、控除を認める。

レンタカー費用については、技能修得費にあたらないため扶助は認めず、客観的に自己都合による運転にすぎないため控除も認めないが、教習所でのペーパードライ

パー講習等の決められたプランの利用による場合は、就労収入からの控除を認めると決定する。

就労活動促進費について確認をした結果、請求人から求職活動状況・収入申告書の提出をもって、実際の応募状況を確認できた場合、要件を満たしているものとして取り扱うこととする。

平成31年3月20日

請求人へ架電し会議の結果を伝える。

就労活動促進費の扶助、就労後の電車賃控除、自転車通勤の場合の交通費相当分の範囲内での購入費について認めると説明し、就労活動促進費にかかる書類提出の来所を依頼し了承を得る。

レンタカー代について、既に普通免許を取得しており、技能修得費になじまないため扶助は認められない。レンタカーの利用について、客観的に自己都合によるため公道を走ること自体認めがたく控除も認められないとするが、教習所でのペーパードライバー講習等、決められたプランによる場合については、就労収入からの控除を認めると説明する。

上記説明の結果、レンタカー自体経費として認めないのであれば、その事も書いて却下通知を準備しておくよう要求があり、審査請求の準備中であるとの申出を確認。

一旦切電後、保護申請の却下通知の内容について、請求人が口頭で読み上げるから盛り込むよう要求あり。内容を聞き取るが、必ずしも要求どおりさせてもらえるかわからないと説明するも納得が得られず。

平成31年3月22日

請求人より申請のあった、「長期間運転していないためタクシードライバーに就職するためにレンタカーを借りて運転練習するため」にかかる扶助について、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7-8-(2)-アの(ア)～(キ)の全ての項目に該当しないことから申請を却下とする。

請求人あて本件処分通知書を郵便にて送付する。

イ 本件処分の正当性について

請求人より、長年の運転不安を解消するためのレンタカーを借りての練習費用及び、ペーパードライバー講習費用については、生業扶助にある生業に必要な技能修得費であるとの主張がされているが、本件処分にあたり、処分庁はケース診断会議を開催した結果、請求人は既に普通免許証を取得しており、レンタカー費用が必要なのは請求人の運転不安を解消する目的との考えのもと、局長通知第7-8-(2)-アの(ア)から(キ)に掲げる全ての項目に該当しないと判断している。

また、レンタカー利用については、客観的に自己都合によるものであるため、公道を走るため利用すること自体が認めがたく控除も認められないとしたものの、教習所等でのペーパードライバー講習等、決められたプランによる場合については、就労収入からの控除を認めるとし、代案を提示した上で請求人に対して説明しているものである。以上の状況から、本件処分については、違法・不当な点はないと判断するものである。

したがって、本件審査請求はすみやかに棄却されるべきである。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 初回支援日を平成30年10月3日とする個人票には、「資格、有 運転免許」との記載がある。

イ 平成30年11月9日付けのケース記録票には、「請求人は長らく運転をしておらず、実際に運転手をするにあたってプランクが大きく、運転に不安を感じているので、ペーパードライバー講習やレンタカーを借りて練習したいと考えてる。その費用については、出してもらえないとあきらめたが、本来就職のために必要なもので出してもらってもおかしくないのでは？請求人としては、いつまでも生活保護でいるつもりはないので、後押ししてもらってもいいのではと。」「③ペーパードライバー講習やレンタカー代についての扶助はできない。④扶助ができない場合、収入を得るために必要な経費として控除できないかは、今後検討の余地はある。以上①～④について説明はする。」との記載がある。

ウ 平成31年3月15日付けのケース記録票には、「以前にも話したが、長期間運転していないため、1日だけでもレンタカーを借りて練習がしたいが、これも就職のための技能修得費になるため、控除してもらいたい、それがダメなら以前難しいと聞いていたが申請をしたいとの申出を受け、申請書をそれぞれ受理する。請求人としては、申請に対する結果を持って、認められなければ大阪府知事に対して審査請求まで考えているとのこと。レンタカーについては、近場で一番安いレンタカーで考えており、申請の結果がどうであれ3月末頃には借りて練習するつもりとのこと。」との記載がある。

エ 処分庁が、平成31年3月15日付けで受理した保護開始(変更)申請書には、保護を申請する理由として、「長期間、運転をしていないため、タクシードライバーに就職するためにレンタカーを借りて運転練習するため。」との記載がある。

オ 平成31年3月19日に開催されたケース診断会議の記録票には、問題点として、「請求人就労支援で毎月面談を実施中。体調の安定に伴い就労開始に前向きで、昨秋

頃より、タクシー運転手での就労を見据えた活動を開始しており、独自に弁護士や厚労省に問合せをしている。その頃より、就職活動のためスーツが必要であり、就職してからもタクシー運転手が着用するスーツ代(就職支度費)がいるほか、長く運転していないため就職のためにレンタカーを借り練習する費用等について相談がある。スーツ代については、就職活動のための支給は不可であり、就職支度費についても実際就職が決まり、会社から示される案内等の挙証資料を見てからになる。レンタカー代としての扶助はできないとそれぞれ説明する。」「③3月末にレンタカーを借りて練習するのでその費用について、技能修得にあたるので申請したいとの申出により、①③の申請書受理に至る。」との記載がある。また、担当者意見として、「③レンタカーの費用については、既に運転免許証は取得しており、今回、請求人の運転不安を解消するための目的と考えられるため、技能修得費には馴染まないと考える。控除については、本来、タクシー運転手として雇用する側の問題と伺え、会社で賄われるべきものと考えられる。しかし、請求人の病状や意欲を踏まえながら就労支援を重ねた結果導き出した就職先であり、保護受給中で運転不可であった状況も一定考慮すべきと考える。請求人の意欲助長を導き、結果として、歩合制である就労収入の増が見込めることから、就労を得るための必要経費として、初回就労収入からの控除を認めたい。」との記載があり、診断結果(内容及び結論)として、「③担当者の意見どおり、技能習得費にはあたらないため扶助は認められない。また、練習のためのレンタカー利用であるが、客観的に自己都合による運転にすぎないため、扶助・控除ともに認められない。ただし、教習所でのペーパードライバー講習等、決められたプラン利用による場合については、就労収入からの控除を認める。」との記載がある。

カ 平成31年3月20日付けのケース記録票には、「請求人へ架電。会議の結果を伝える。(中略)③レンタカーの費用については、既に普通免許を取得しており、技能習得費になじまないため扶助は認められない。また、練習のための申出と理解しているが、レンタカー利用については、客観的に自己都合によるものであるため、公道を走るため利用すること自体認めがたく控除も認められない。ただし、教習所でのペーパードライバー講習等、決められたプランの利用による場合については、就労収入からの控除を認める。→上記伝える。③の話に及ぶともう審査請求の準備してるからと切り出し、教習所等でのペーパードライバー講習は費用が掛かる。実際の収入が少ない場合に、控除しきれないかもしれない。だから安いレンタカーを借りて練習しようとしている。費用がないから相談してるのにと、次第に口調も荒げていく。レンタカー自体経費として認めないなら、その事も書いて却下通知を準備しておけ。今審査請求の準備をしてるので、それを受け取つてすぐに府知事に行く。それから、ケースワーカーに本日中に電話してくるよう伝える。ケースワーカーとしてどれだけ把握してるのか確認したい。ケースワーカーの都合もあるかと伝えるも納得せず。ケースワーカーには伝えると言い切電する。」「再度査察指導員からの連絡希望により請求人へ架電。」「[レンタカー代の却下について]保護申請却下通知の内容について、今から持

ってこいと要求あるが、所内決裁中で対応しかねると返答する。今、審査請求の書類を準備してるから、口頭で読み上げると要求あり。まだ所内で決裁を終えてないので対応しかねると返答する。では今からいう文言を盛り込むよう要求があり内容を聞き取る。「3年以上車の運転をしてません。正社員としてタクシードライバーとなるための運転の練習のため、ペーパードライバー講習やレンタカーを借りての練習が必要なため、生業扶助の技能取得のために申請をした。それが不可能な場合の初任給からの経費としての控除は認められない。」聞き取った内容を読み聞かせ、必ずしも要求どおりとさせてもらえるかわからないと説明を添えるが、納得は得られず。」との記載がある。

キ 平成31年3月22日付けのケース記録票には、「平成31年3月19日開催のケース診断会議の結果を受け、平成31年3月15日に請求人より申請のあった「長期間運転をしていないため、タクシードライバーに就職するためにレンタカーを借りて運転練習するため」にかかる扶助について、局長通知第7-8-(2)-アの(ア)～(キ)の全ての項目に該当しないことから申請を却下します。」との記載がある。

ク 前記1請求人の主張(3)アと同一の書類。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 法第17条は、「生業扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者又はそのおそれのある者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。但し、これによつて、その者の収入を増加させ、又はその自立を助長することのできる見込のある場合に限る。一 生業に必要な資金、器具又は資料 二 生業に必要な技能の修得 三 就労のために必要なもの」と定めている。

(2) 局長通知第7の8の(2)のアには、技能修得費(高等学校等就学費を除く)について「技能修得費は、次に掲げる範囲において必要な額を認定すること。なお、支給にあたっては、被保護者に対して、技能修得費の趣旨目的について十分な説明を行うとともに、技能修得状況の経過を把握し、適切な助言指導を行うこと。」と定め、(ア)は、「生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得する経費を必要とする被保護者に対し、その必要とする実態を調査確認のうえ、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上するものとする。」と定め、(ウ)は、「技能修得費として認められるものは、技能修得のために直接必要な授業料(月謝)、教科書・教材費及び当該技能修得を受ける者全員が義務的に課せられる費用等の経費並びに資格検定等に要する費用(ただし、同一の資格検定等につき一度限りとする。)等の経費であること。」と定めて

いる。

2 本件処分について

(1) 本件についてみると、請求人が行った生業扶助の技能修得のための費用に係る申請について、処分庁は、局長通知のすべての項目に該当しないことを理由として、申請を却下する本件処分を行ったことが認められる。

(2) まず、本件における申請の内容について検討する。

前記審理関係人の主張 2. (2) エのとおり、請求人は、平成 31 年 3 月 15 日に処分庁に対し、長期間運転をしていないため、タクシードライバーとして就職するためにレンタカーを借りて運転練習をすることを理由として、書面による保護の申請を行ったことが認められる。

一方、前記審理関係人の主張の要旨 1 (3) ア及び 2 (2) クのとおり、処分庁は、平成 31 年 3 月 15 日付けの請求人からの申請について、ペーパードライバー講習やレンタカーを借りる費用については、生業扶助の技能修得費に該当しないとして却下する本件処分を行ったことが認められる。

以上のことからすると、請求人が行った申請の内容と処分庁が行った処分の内容には相違がある。

(3) 次に、本件処分に至る処分庁の検討の経過について検討する。

前記審理関係人の主張の要旨 2 (2) オのとおり、請求人から保護の申請を受けた処分庁は、ケース診断会議を開催し、レンタカーを借りる費用については、請求人の運転免許の取得状況や請求人の目的を踏まえたうえで、「客観的に自己都合による運転にすぎないため、扶助・控除ともに認められない。」との組織的な判断を行っていることが認められる。前記 1 (2) のとおり、技能修得費として認められるものは、技能修得のために直接必要な授業料 (月謝)、教科書・教材費及び当該技能修得を受ける者全員が義務的に課せられる費用等の経費並びに資格検定等に要する費用等の経費であるとされているところ、請求人の状況やレンタカー使用の目的等を踏まえたうえで行った処分庁の判断に誤りがあるとは認められない。

一方、前記 1 (2) のとおり、技能修得費は、生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得する経費を必要とする被保護者に対し、その必要とする実態を調査確認のうえ、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上するものとされているところ、前記 (2) で述べた請求人が行った申請の内容と処分庁が行った処分の内容における相違に係るペーパードライバー講習の費用の支給については、前記審理関係人の主張の要旨 2 (2) オのとおり、処分庁がケース診断会議において、就労収入からの控除について検討した形跡はあるものの、請求人が当該費用を必要とする実態の調査確認を行った形跡は見受けられず、技能修得費としての支給について検討したものと

は認められないことから、本件処分に至る処分庁の判断過程には瑕疵があるとみるのが相当である。

(4) これらを踏まえると、本件処分に至る過程には瑕疵があるといわざるを得ず、本件処分は取消しを免れない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和4年2月8日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。